

## 地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）交付要綱

制定 平成 25 年 7 月 10 日  
一部改正 平成 30 年 3 月 29 日  
一部改正 令和 2 年 12 月 24 日  
一部改正 令和 6 年 3 月 28 日

### （通則）

第 1 条 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 140 条の 2 第 2 項の規定により実施する地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）（以下、本要綱では第 29 条を除き「利子補給金」といい、各様式においては「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金」という。）の支給は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第 6 号）の規定によるほか、この要綱で定めるところによる。

### （目的）

第 2 条 この利子補給金は、戦略産業雇用創造プロジェクト（雇用保険法施行規則第 140 条の 2 第 1 項に規定する戦略産業雇用創造プロジェクトをいう。以下同じ。）に参加する事業者に対して金融機関が行う融資事業に対し、必要な経費を国が利子補給することにより、雇用情勢が厳しい都道府県における雇用機会を増大させ、労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

### （定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 この要綱における「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- ①銀行
- ②信用金庫及び信用金庫連合会
- ③労働金庫及び労働金庫連合会
- ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合

連合会

⑦農林中央金庫

⑧株式会社商工組合中央金庫

⑨株式会社日本政策投資銀行

二 「協議会」とは、戦略産業雇用創造プロジェクトを実施する都道府県が設置する地域の関係者から構成される協議会をいう。

三 「支給対象事業」とは、第6条第1項の指定金融機関が第8条第1項の推薦事業者に対して行う融資事業をいう。

四 「指定事業」とは、戦略産業雇用創造プロジェクトで指定した指定主要業種又は指定関連業種に係る事業をいう。

(利子補給金の支給)

第4条 厚生労働大臣（以下「大臣」という。）は、第6条第1項の指定金融機関が支給対象事業を行う場合、予算の範囲内において、当該支給対象事業の融資を行った日から5年間を限度として、当該指定金融機関に対して利子補給金を支給することができる。

(指定金融機関の申請)

第5条 第2項で定める指定金融機関の要件を満たす金融機関であって、指定金融機関の指定を受けようとする金融機関は、別紙1の「指定金融機関の指定申請書」に次に掲げる書類を添えて、大臣に申請しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 第2項に掲げる要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 指定金融機関の要件は、次に掲げるものとする。

一 協議会の構成員であること。

二 支給対象事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

三 指定を受けた日から戦略産業雇用創造プロジェクト実施期間の最終日までに利子補給契約に係る融資を行うことが見込まれること。

(指定金融機関の指定等)

第6条 大臣は、金融機関から前条第1項の申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められるときは、当該金融機関を指定金融機関に指定し、別紙2の「指定金融機関の指定通知書」により通知するものとする。

2 金融機関は、戦略産業雇用創造プロジェクトを実施する都道府県ごとに指定を受けるものとする。

- 3 大臣は、金融機関と事業者の間における利子補給金に係る経理処理の確認その他の必要があると認めるときは、前条第1項の申請を行った金融機関に対し、必要な書類を提出させ、又は説明を求めることができる。
- 4 前条第1項の申請から第1項の金融機関の指定までに要する標準的な期間は、20 営業日とする。

(事業者への推薦の申請)

- 第7条 指定金融機関は、その指定に係る都道府県において実施されている戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する事業者に対し、利子補給金の支給を受けて、当該事業者が指定事業を実施するために必要な融資を行おうとする場合には、別紙3の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者の推薦申請書」(以下「推薦申請書」という。)を大臣に提出し、その事業者への推薦を申請しなければならない。
- 2 前項の推薦申請書の提出に当たっては、前項の事業者から別紙3別添の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者補足票」(以下「補足票」という。)の提出及び戦略産業雇用創造プロジェクトを実施する都道府県から別紙4の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者確認書」(以下「確認書」という。)の交付を受けた上で、当該補足票及び確認書を添えるものとする。

(推薦事業者の決定等)

- 第8条 大臣は、指定金融機関から前条第1項の申請があった場合において、その内容が次に掲げる要件に適合している場合には、当該申請に係る事業者を推薦事業者として決定し、別紙5の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資対象事業者の推薦通知書」により通知するものとする。
- 一 申請に係る事業の所在地を管轄する都道府県において実施されている戦略産業雇用創造プロジェクトに参加していること。
  - 二 申請に係る事業が指定事業に合致すると認められること。
  - 三 申請に係る事業が第1号の戦略産業雇用創造プロジェクトの内容を踏まえたものであり、地域の効果的な雇用創造に資すると認められること。
  - 四 申請に係る貸付契約に係る融資を受けた日からその返済期限までの期間(当該期間が5年間を超える場合は当該貸付契約の締結日から5年間)に1人以上の雇用を増加させることを指定金融機関に誓約していること。
  - 五 資金計画が適正であると認められること。
- 2 大臣は、前条第1項の申請に係る事業者を推薦事業者として決定するに当たり、同項の推薦申請書(補足票及び確認書を含む。以下同じ。)に記載された事業が適正に実施されるために必要があると認めるときは、推薦申請書を提出した指定金融機関に対し、必要な措置を求めるものとする。

- 3 前条第1項の申請から第1項の推薦事業者の決定までに要する標準的な期間は、20営業日とする。

（利子補給契約の申請）

第9条 指定金融機関は、前条第1項による通知の日から戦略産業雇用創造プロジェクトの実施期間の最終日までの間に、同項の推薦事業者との間で契約を締結した支給対象事業に係る利子補給契約を大臣と締結しようとする場合には、別紙6-1の「令和〇〇年度戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給契約申込書」（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、大臣に申請しなければならない。

- 一 指定金融機関が推薦事業者に対し、戦略産業雇用創造プロジェクトの実施期間内に融資を行ったことが分かる貸付契約書の写し
- 二 前号に係る指定金融機関と推薦事業者との間で約した償還年次表
- 三 単位期間ごとの利子補給金の額の計算表
- 四 その他大臣が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、初めて申請を行う場合は当該申請に係る支給対象事業の融資を行った日から5営業日以内、二回目以降の申請を行う場合は予算成立日から5営業日以内に行うものとする。

（利子補給契約の締結）

第10条 大臣は、指定金融機関から前条第1項の申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められるときは、別紙7-1の「令和〇〇年度戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給契約書」により、当該指定金融機関と利子補給契約を、予算で定める額の範囲内で、締結する。ただし、電子により利子補給契約書を作成する場合は、政府電子調達システム（GEPS）の様式によるものとする。

- 2 前項の利子補給契約に係る約款は、別紙8のとおりとする。
- 3 大臣は、利子補給契約を締結しようとする指定金融機関の了承を得て、前項の約款の追記及び削除を行うことができる。
- 4 前条第1項の申請から第1項の利子補給契約の締結までに要する標準的な期間は、20営業日とする。

（利子補給契約を結ぶことができる支給対象事業の額の上限）

第11条 大臣は、一の推薦事業者を対象として実施された支給対象事業（複数の指定金融機関によって実施された場合を含む。）の貸付額を都道府県ごとに合計した額が10億円を超える場合、当該超過分の支給対象事業に係る利子補給契約を締結しないことができる。

(利子補給変更契約の申請)

第12条 指定金融機関は、第10条第1項の利子補給契約を締結した後、当該利子補給契約の記載事項に変更が生じた場合は、別紙6-2の「令和〇〇年度戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給変更契約申込書」に必要な書類を添えて、大臣に利子補給変更契約の締結を申請しなければならない。

(利子補給変更契約の締結)

第13条 大臣は、指定金融機関から前条の申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められるときは、別紙7-2の「令和〇〇年度戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給変更契約書」により、当該指定金融機関と利子補給変更契約を、予算で定める額の範囲内で、締結する。ただし、電子により利子補給契約書を作成する場合は、政府電子調達システム(GEPS)の様式によるものとする。

2 大臣は、前項の利子補給変更契約を締結する場合には、当該指定金融機関に対して大臣が必要と認める書類を提出させることができる。

3 前条の申請から第1項の利子補給変更契約の締結までに要する標準的な期間は20営業日とする。

(単位期間)

第14条 利子補給契約に係る単位期間は、毎年2月21日から同年8月20日までの期間及び毎年8月21日から翌年2月20日までの期間とする。

2 7月21日から8月20日までの期間又は1月21日から2月20日までの期間に融資が行われた場合又は利子補給契約の内容に変更が生じた場合、指定金融機関は、当該融資の日又は利子補給契約の内容に変更が生じた日から翌年2月20日までの期間又は8月20日までの期間を単位期間とすることができる。

(支給の申請)

第15条 指定金融機関は、利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後10日以内に、別紙9の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、大臣に申請しなければならない。

- 一 利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表
- 二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類
- 三 その他大臣が必要と認める書類

(支給額の算出)

第16条 利子補給金は、予算の範囲内において、支給対象事業に係る貸付残高が貸付契約に基づく弁済により変動するごとに、次に掲げる算式をもって計算した額を単位期間ごとに合計して支給する。

$$A \times (B / 365) \times C$$

A：支給対象事業に係る貸付残高（ただし償還に延滞（当該貸付契約で定める貸付条件どおりに行われない事態をいう。）又は貸付条件の変更が認められる場合にはこの限りではない。）

B：Aの貸付残高の存する日数

C：利子補給率1.0%（ただし、貸付契約に基づく貸付金利が1.0%を下回る場合は、貸付金利とする。）

- 2 前項の規定にかかわらず、新たに締結する利子補給契約に係る利子補給金の額の合計が、当該利子補給契約による利子補給金の支給日が属する年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合には、当該新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもって按分計算した額を上限として、予算の範囲内において支給するものとする。

$$A \times (B / C)$$

A：利子補給金年度予算額 － 既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計

B：新たに締結する各利子補給契約に係る貸付残高

C：新たに締結する利子補給契約に係る貸付残高の合計

(利子補給金の支給決定等)

第17条 大臣は、指定金融機関から第15条の申請があった場合、その内容を審査した上で、適正と認められる場合は、利子補給金の支給決定を行い、別紙10の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金支給決定・額の確定通知書」（以下「支給決定通知書」という。）により、指定金融機関に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の支給決定に当たり、必要な条件を付することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、推薦事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金を支給しない。

一 支給申請日又は支給決定日の時点で、雇用保険法第62条及び第63条に基づく各種助成金の不支給措置がとられている事業者である場合

- 二 支給申請書の申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない事業者である場合
  - 三 支給申請書の申請日から起算して1年前の日から申請日の前日までの間に、労働関係法令違反を行った事業者である場合
  - 四 風俗営業等関係事業者である場合
  - 五 暴力団関係事業者である場合
- 4 第15条の申請から第1項の支給決定までに要する標準的な期間は、10日とする。
- 5 指定金融機関に対して利子補給金を支給する日は、9月28日及び3月28日とする。なお、当該支給する日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日であるときは行政機関の休日の翌日を支給する日とする。

（指定金融機関の指定の取消し等）

- 第18条 大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、その指定を取り消すことができる。
- 一 第5条第1項の申請に係る虚偽の記載その他の不正の手段により指定を受けたとき
  - 二 第5条第2項各号の要件を満たさなくなったと認めるとき
  - 三 その他指定金融機関が支給対象事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき
- 2 大臣は、前項の規定により指定金融機関の指定を取り消す場合には、当該指定を取り消す事由の発生した日に遡及して取り消すことができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた指定金融機関に書面で通知するものとする。

（推薦事業者の推薦の取消し）

- 第19条 大臣は、推薦事業者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、その推薦を取り消すことができる。
- 一 第7条第1項の申請に係る虚偽の記載その他の不正の手段により推薦を受けたとき
  - 二 第8条第1項各号の要件を満たさなくなったと認めるとき
  - 三 その他推薦事業者が支給対象事業に係る事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき
- 2 大臣は、前項の規定により推薦事業者の推薦を取り消す場合には、当該推薦を取り消す事由の発生した日に遡及して取り消すことができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により推薦事業者の推薦を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消しを受けた推薦事業者に係る指定金融機関に対し、書面で通知するものとする。

(取消しによる支給の停止等)

第20条 大臣は、第18条第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消した場合には、当該指定金融機関との間で締結した利子補給契約を、当該指定を取り消す事由の発生した日に遡及して取り消し又は解除するものとし、当該指定の取消しを通知した日より利子補給金の支給を停止するものとする。

2 大臣は、前項の規定により利子補給契約を取り消し又は解除した場合には、その旨及びその理由を当該取消し又は解除を受けた指定金融機関に書面で通知するものとする。

3 指定金融機関は、第1項に規定する利子補給契約の取消し又は解除があった場合には、第18条第1項各号による当該指定を取り消す事由の発生した日以降に係る支給済みの利子補給金を大臣に返納しなければならない。

4 前3項の規定は、前条第1項の規定により推薦を取り消した場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |                                |                             |
|-----|--------------------------------|-----------------------------|
| 第1項 | 第18条第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消した場合 | 前条第1項の規定により推薦事業者の推薦を取り消した場合 |
|     | 当該指定金融機関                       | 当該推薦に係る指定金融機関               |
|     | 当該指定を取り消す事由                    | 当該推薦を取り消す事由                 |
|     | 当該指定の取消し                       | 当該推薦の取消し                    |
| 第3項 | 第18条第1項各号による当該指定を取り消す事由        | 前条第1項各号による当該推薦を取り消す事由       |

5 大臣は、第15条第2号に掲げる書類を確認した上で、償還に延滞（貸付契約で定める貸付条件どおりに行われない事態をいう。）又は貸付条件の変更が認められる場合には、利子補給金の支給の停止又は当初貸付契約による貸付残高に基づき計算された利子補給金の支給とすることができる。

(誓約の未達成時の支給決定の取消し)

第21条 大臣は、事業者が指定金融機関に対して第8条第1項第4号に掲げる誓約内容を達成できなかった場合（やむを得ない特段の事情があると大臣が認めた場合を除く。）には、第17条第1項の規定による利子補給金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は支給の決定の内容若しくは同条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

2 大臣は、前項に規定する支給決定の取消し等を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に通知するとともに、当該取消し等に係る部分について、既に利子補給金が支給されているときは、当該利子補給金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

(支給申請の取下げ)

第22条 指定金融機関は、第17条第1項の支給決定の内容又は同条第2項により付された条件について不服がある場合には、利子補給金の支給申請を取り下げることができる。

2 指定金融機関は、前項に基づく取下げを行う場合には、支給決定通知書を受領した日から起算して5日以内に、支給申請を取り下げる旨を記載した書面を大臣に提出することにより取り下げるものとする。

(変更等の報告)

第23条 指定金融機関は、次の各号に掲げる場合には、大臣に報告しなければならない。

- 一 推薦事業者が実施する支給対象事業に係る事業の内容に変更が生じた場合
- 二 推薦事業者が実施する支給対象事業に係る事業の中止又は廃止が生じた場合
- 三 当該指定金融機関が申請した別紙1の「指定金融機関の指定申請書」に記載した事項に変更が生じた場合

2 指定金融機関は、前項第1号に掲げる場合にあっては別紙11の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金対象事業変更等報告書」により、同項第2号に掲げる場合にあっては別紙12の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金対象事業（中止・廃止）報告書」により、同項第3号に掲げる場合にあっては別紙13の「指定金融機関の名称等変更報告書」により、大臣に報告するとともに、その写しを戦略産業雇用創造プロジェクトを実施する都道府県に送付するものとする。

3 大臣は、第1項の報告があった場合には、指定金融機関に対しその内容について確認を求めることができる。

(状況報告)

第24条 指定金融機関は、推薦事業者が実施する支給対象事業に係る事業の遂行状況について、大臣の要求があったときは遅滞なく、第8条第1項第4号に定める期間が終了したときはその後10日以内に、別紙14の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金対象事業状況報告書」により、大臣に報告しなければならない。

2 指定金融機関は、支給対象事業の遂行状況について、大臣の要求があったときは遅滞なく、別紙15「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金支給対象事業状況報告書」により大臣に報告しなければならない。

(報告による支給の停止)

第25条 大臣は、第23条第1項（第3号を除く。）及び前条に規定する報告の内容から利子補給金の支給を停止することが適当と認める場合には、当該報告を受領した日より当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る

利子補給契約を解除することができる。

- 2 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該利子補給契約に係る指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納を命ずることができる。
- 3 大臣は、前条第1項に規定する報告の内容から、次に掲げる算式をもって計算する額を超える利子補給金が既に支給されていると認める場合は、当該利子補給金の支給を停止するとともにその超える額の利子補給金の返納を命ずることができる。

支給対象事業の融資日以降に雇い入れた者の数×250万円

(完了等報告)

第26条 指定金融機関は、推薦事業者が実施する支給対象事業に係る事業が完了した場合には、遅滞なく別紙16の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金対象事業実績報告書」を大臣に提出しなければならない。

- 2 指定金融機関は、第8条第1項第3号の誓約について、大臣の要求があったとき、誓約内容を達成したとき又は同項に定める期間が終了したときは、遅滞なく別紙17の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金対象事業効果報告書」により、大臣に報告しなければならない。
- 3 大臣は、指定金融機関から前項の報告があった場合には、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、誓約内容の達成を認めたときは、その旨を別紙18の「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金対象事業効果承認通知書」により金融機関に通知するものとする。

(監査)

第27条 大臣は、第23条、第24条及び前条の報告に基づき必要と認める場合には、指定金融機関に対し監査を行うことができる。

- 2 大臣は、前項に規定する監査を行った結果、指定金融機関及び推薦事業者の不適切な事務処理その他大臣が利子補給金の支給を停止することが適当と認められる事由が明らかになった場合には、当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。
- 3 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納を命ずることができる。
- 4 大臣は、前項の規定に基づき利子補給金の返納を命ずる場合には、当該利子補給金の

受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

5 第3項に基づく利子補給金の返還期限及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

6 前2項の規定は、第20条第3項及び第4項、第21条第2項、第25条第2項及び第3項の規定により利子補給金の返納を命ずる場合にも準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の左欄及び中右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中左欄及び右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第4項 |         | 第5項 |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 前項  | 第20条第3項 | 第3項 | 第20条第3項 |
| 前項  | 第20条第4項 | 第3項 | 第20条第4項 |
| 前項  | 第21条第2項 | 第3項 | 第21条第2項 |
| 前項  | 第25条第2項 | 第3項 | 第25条第2項 |
| 前項  | 第25条第3項 | 第3項 | 第25条第3項 |

#### （利子補給金の経理）

第28条 指定金融機関は、利子補給金の経理について、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

#### （他の利子補給金との併用禁止）

第29条 地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）は、国による他の利子補給金と併用することはできない。

#### （雑則）

第30条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出は、書面又は電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と金融機関の使用に係る電子計算機であって厚生労働省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この交付要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 施行日前に提出された推薦申請書に係る第 8 条第 1 項の適用については、なお従前の例による。

2 施行日前に決定された推薦事業者及び前項の規定に基づき決定された推薦事業者に対する支給対象事業に関する利子補給契約に係る第 11 条の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この交付要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この交付要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。